

## 入札説明書

くりりんセンター余剰電力売却に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 入札に付する事項

- (1) 件名 くりりんセンター余剰電力売却
- (2) 予定売却数量 11,445,000 kWh
- (3) 供給地点 北海道帯広市西24条北4丁目1番地5  
十勝環境複合事務組合 くりりんセンター
- (4) 売却期間 平成29年7月1日0時から平成30年3月31日24時まで
- (5) 売却物品の特質等 仕様書のとおり

### 2. 入札参加資格

次の各号に掲げる資格（以下、「入札参加資格」という。）を有するものでなければ入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 帯広市に対する金銭債務の履行遅滞がない者であること。
- (3) 帯広市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札告示の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は帯広市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていること。
- (6) 特別高圧電力の買取り実績が過去3年間の間にあること。

### 3. 関係書類の配布

関係書類は、組合ホームページからダウンロードすることとする。

十勝環境複合事務組合ホームページ くりりんセンター「情報公開」に掲載する。

( <http://www.tokachikankyoku.or.jp/> )

### 4. 入札参加資格の確認申請等

一般競争入札の参加資格を審査するため、以下の「(1) 入札参加資格書類の提出」に掲げる書類を提出すること。ただし、「帯広市競争入札参加資格登録者」については、③並びに④の提出は不要とする。

なお、指定する受付期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

#### (1) 入札参加資格書類の提出

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 業務実績書（様式第2号）
- ③ 競争入札参加資格審査申請書（様式第3号）
- ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

⑤ 競争入札参加資格確認通知返信用封筒

長3号封筒に代表者の住所・商号及び氏名等を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を貼り付けたもの。

(2) 入札参加資格書類の提出方法等

① 受付期間

告示の日から平成28年12月2日(金)までの、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出先

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター

③ 提出方法

提出場所への書留による郵送又は持参することにより行うものとする。ただし、郵送による場合は平成28年12月2日17時必着とする。

(3) 入札参加資格の確認

提出書類の受領後、入札参加資格の確認を行い、その結果を、平成28年12月8日(木)までに、入札参加資格確認通知書により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

入札参加資格書類の提出期限	入札参加資格の回答期日
平成28年12月2日(金)	平成28年12月8日(木)

(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、組合長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

① 提出期限

平成28年12月14日(水)までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出先

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター

③ 提出方法

提出場所への書留による郵送又は持参することにより行うものとする。ただし、郵送による場合は平成28年12月14日(水)17時必着とする。

④ 提出書類

正本1部を提出する。また、様式は自由とするが、応募者の名称を記載して提出すること。

⑤ 回答日

平成28年12月20日(火)までに書面による回答を発送する。

説明要求の提出期限	説明要求の回答期日
平成28年12月14日(水)	平成28年12月20日(火)

## 5. 入札説明書等への質問

(1) 入札参加資格書類の提出を行なった者で、入札説明書等への質問がある場合は書面にて回答を求めることができる。

① 提出期限

平成28年12月8日(木) 17時まで必着とする。

② 提出先

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター

③ 提出方法

入札説明書等に係る質問書(様式第5号)に質問内容を記載し、FAX(0155-37-4119)により提出することとし、電話(0155-37-3550)により着信を確認すること。

(2) 入札説明書等に対する質問の回答を組合ホームページにて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

また、質問の内容によっては、公開日前に回答する場合もある。

① 公表日

平成28年12月14日(水)

② 公表先

十勝環境複合事務組合ホームページ くりりんセンター「情報公開」に掲載する。

( <http://www.tokachikankyou.or.jp/> )

入札説明書等への質問提出期限	質問回答公表日
平成28年12月8日(木)	平成28年12月14日(水)

## 6. 入札書類の提出

(1) 入札資格確認通知書により参加資格を認められた者は、入札書類の提出を書留による郵送又は開札日に持参することにより行うものとする。

① 郵送による方法

入札書類を書留郵便により開札日の前日、平成28年12月21日(水) 17時まで必着とする。

② 持参による方法

開札日に開札場所へ入札書類を持参する。

(2) 提出先

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター

(3) 入札書類

入札書(様式第7号)

(4) 入札書の記載方法

入札にあたっては、単価契約とするので、契約希望単価(1kWhあたりの単価で〇〇円〇〇銭)を入札書(様式第7号)に記載して提出すること。

また落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

8に相当する額を加算した金額(0.01円未満は切り捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7. 開札

### (1) 開札日時

平成28年12月22日(木) 13時30分

### (2) 開札場所

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター 管理棟1階 会議室  
〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地5

(3) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、自己の氏名を表記した封書に入れて、指名通知において示された日時及び場所において、職員の指示により入札箱に投入しなければならない。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。

(4) 入札者は、入札室に入室しようとするときは、競争入札関係職員に入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの(免許証等写真が添付されたもの)を提示すること。代理人をして入札させる場合においては、入札執行権限に関する委任状(様式第6号)を提出すること。

(5) 郵送により入札書を提出しているが、入札者が出席できないときは、当該入札事務に係りのない職員を立ち合わせて開札を行なう。

### (6) 落札者の決定等

#### ① 落札者の決定

本件入札に係る予定価格に対し、最高の価格を持って申込をした者を落札者とする。落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該立会人にくじを引かせて落札者を決定する。

#### ② 落札結果の公表

開札に立ち会っていない入札者で落札した者のみ、落札決定後に電話で通知するとともに、組合のホームページにて公表する。

郵送による入札書類の提出期限	開札日時
平成28年12月21日(水) 17時必着	平成28年12月22日(木) 13時30分

## 8. 入札の辞退

入札参加有資格者が本競争入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届(様式第8号)を、書留による郵送又は持参することにより提出すること。

なお、本競争入札への参加を辞退した者は、これを理由として以後の組合の指名等に不利益な取扱を受けるものではない。

9. 入札保証金

免除とする。

10. 契約保証金

契約金額の100分10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付し、又は提供すること。ただし、帯広市契約規則第29条（準用）の規定に該当する場合は、契約保証金納付を免除することができる。

11. 各種書類提出先

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター  
〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地5  
電話 0155-37-3550  
FAX 0155-37-4119

12. 留意事項

- (1) 系統連系の接続検討は完了しているが、系統連系のためには、計量器等の設置工事に6ヶ月程度かかることから、落札者は直ちに一般送配電事業者との契約を取り交わすこと。
- (2) 設置工事に係る費用は、落札者負担とする。なお、工事費として接続検討回答書で約90万円（税抜き）が想定されている。
- (3) 通信用装置の電源は無償とする。
- (4) 余剰電力の活用について、地域、電力市場の制限は設けていない。